

2021年2月19日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
 代 表 者 代表取締役会長兼社長 若山 健彦
 (コード：6862、東証 JASDAQ)
 問合せ先 取締役経営企画部門長 三宅 哲史
 (TEL 03-5847-2030)
<https://www.minato.co.jp/>

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社株式の市場価格及び財務状況等を総合的に勘案し、M&Aへの活用や当社取締役に対して交付する譲渡制限付株式への充当等を視野に入れた機動的な資本政策を遂行することを目的として、自己株式の取得を行うものであります。

なお、当社は2020年11月20日に取引価額の総額の上限を3,000万円とする自己株式取得について決定しております(2020年11月20日付「自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ」参照)。

2. 取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得する株式の総数	8万株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合：1.03%)
③ 株式の取得価額の総額	30百万円(上限)
④ 株式を取得する期間	2021年2月22日から2021年6月30日まで
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

なお、市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性もあります。

(ご参考) 2021年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	7,777,250株
自己株式数	42,764株

以 上